

「第5次熊本県男女共同参画計画(案)」 新旧対照表

資料2

新	旧	意見募集(パブリック・コメント)の御意見・ご提案の概要
<p>P13 [重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大]</p> <p>[現状と課題] 本文8～9行目 「…各国ではこれに沿って<u>ジェンダー主流化に向けた</u>取組が加速されています。」</p> <p>15～17行目(注釈を追加) 「<u>※ジェンダー主流化とは…あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。</u>」</p>	<p>P13 [重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大]</p> <p>[現状と課題] 本文8～9行目 「…各国ではこれに沿って取組が加速されています。」</p>	<p>P13 [重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大] [現状と課題]</p> <p>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、世界の潮流である「ジェンダー主流化」がうたわれている。SDGsの「目標5:ジェンダー平等を実現しよう」は、他の16のすべての目標達成に欠かせない重要な要素になっているが、このことは、あまり浸透していないように感じる。是非、男女共同参画の推進に欠かせない「ジェンダー主流化」の文言を入れていただきたい。</p>
<p>P18 [重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大] 施策の方向(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進 ①女性の参画が少ない分野での活躍促進</p> <p>本文1行目 「<u>女性の業務を事務職など限定的にしている職場があることから、</u>営業や企画、…」</p>	<p>P18 [重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大] 施策の方向(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進 ①女性の参画が少ない分野での活躍促進</p> <p>本文1行目 「<u>職場における女性の仕事を事務だけでなく、</u>営業や企画…」</p>	<p>P18[重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大]</p> <p>施策の方向(2)「就業や雇用分野における男女共同参画の推進」 ①女性の参画が少ない分野での活躍促進 本文1行目「職場における女性の仕事を事務だけでなく…」という記述について、「事務は女性の仕事」という誤解を招く表現のため訂正のうえ、性別によって職種や業種が偏ることなく、誰もが希望する職種や業種で働くことができる社会を目指した施策を打ち出していただきたい。</p>
<p>P20～21[重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大] 施策の方向(4)農林水産業における男女共同参画の推進 ②女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進</p> <p>(P20)本文3～(P21)1行目「新たなマーケティング展開などが求められていることから、<u>女性の新しい気づきや視点などを</u>生かした経営への主体的参画…」</p>	<p>P20[重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大] 施策の方向(4)農林水産業における男女共同参画の推進 ②女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進</p> <p>「新たなマーケティング展開などが求められていることから、<u>消費者感覚や柔軟性に富む女性の力を</u>生かした経営への主体的参画…」</p>	<p>P20[重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大]</p> <p>施策の方向(4)「農林水産業における男女共同参画の推進」 ②女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進</p> <p>P21本文1～2行目「新たなマーケティング展開などが求められていることから、消費者感覚や柔軟性に富む女性の力を生かした経営への主体的参画…」という記述について、「消費者感覚や柔軟性に富む女性」というのは決めつけであり、経営への主体的参画や起業化を進める根拠にはならない。「女性とはこういうもの」と画一的に捉えるのは男女共同参画社会の実現や多様性のある社会の実現に逆行するものであるため、この表現は削除していただきたい。</p>
<p>P23 [重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>[現状と課題] 本文9～11行目 「また、<u>障がい者や外国人等が、それぞれが抱える困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることや、性的指向・性自認を理由として困難を抱える人々が、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に…</u>」</p>	<p>P23 [重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>本文9～10行目 「また、<u>外国人や障がいがある人、性的指向や性自認を理由として困難を抱える人が女性であることと重なって、更に…</u>」</p>	<p>P23、P26[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>P23本文9～10行目の表現は、P26本文4～6行目のように「外国人や障がいがある人」と「性的指向や性自認を理由として困難を抱える人」を分けるべき。 「性的指向や性自認を理由として困難を抱える人」こそ、性別に対する表現に気を付けるべきと考える。</p>

新	旧	意見募集(パブリック・コメント)の御意見・ご提案の概要
<p>P24 [重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] [施策の方向(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶 ①DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進</p> <p>本文7行目 「して生活できるよう、多面的な被害者支援として、加害者への対応も含め、関係機関・・・」</p>	<p>P24 [重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] [施策の方向(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶 ①DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進</p> <p>本文7行目 「して生活できるよう、関係機関の連携、情報共有の方法・・・」</p>	<p>P24[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>熊本県は平成29年度に、被害者が再被害に遭わないよう、つまり、加害者に再び加害行為を起こさせないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、加害者への対応も含めた多面的な被害者支援をモデル的に実施し、そのノウハウを「熊本県DV被害者総合支援ガイドライン」として取りまとめた。このモデル事業及び作成したガイドラインのはじめの趣旨を重視し「加害者への対応も含めた多面的な被害者支援」を行っていく旨をこの基本計画に含めていただきたい。</p> <p>被害者支援の一環としての加害者対策に関する記述が以前は記述されていたが、今回記述されていない。国は、これまで一貫して調査研究として、遅々として取り組みを進めてこなかったが、(国の)第5次計画において、「被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。その際、加害者をプログラムに参加させるための方法について諸外国での取組例等の調査も行う。」としている。既に2020年度より民間のプログラムの試行実施を開始しており、2021年度は試行実施数を更に増やし、2022年度の本格的な実施に向け動き出している。今後、加害者対策への取り組みが地方自治体においても求められてくることから、本県においても加害者対策について何らかの記述が必要だと考える。</p>
<p>P24 [重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] [施策の方向(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶 ①DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進</p> <p>本文12～13行目(追加) 「なお、相談及び支援体制の充実に当たっては、男性被害者や性的少数者など多様な被害者への適切な配慮や対応ができるよう取り組みます。」</p>	<p>P24 [重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] [施策の方向(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶 ①DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進</p>	<p>P23、P24[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>施策の方向(1)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、男性の被害もあるため、「女性」ばかりを取り上げるのではなく、「男性」も取り上げるべきではないか。 また、性的指向や性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう明記していただきたい。</p>
<p>P24 [重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] [施策の方向(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶 ②性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備</p> <p>本文5行目(追加) 「また、全ての性暴力被害者が躊躇せずに被害を相談することで・・・」</p>	<p>P24 [重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現] [施策の方向(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶 ②性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備</p> <p>本文5行目 「また、性暴力被害者が躊躇せずに被害を相談することで・・・」</p>	<p>P24[重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現]</p> <p>施策の方向(1)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」 ②「性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備」に、性的指向や性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう明記していただきたい。</p>

<p>P28[重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実]</p> <p><現状と課題> 本文8行目 「…それらにとらわれないよう変わることで、<u>性別に関わらず</u>、…」</p>	<p>P28[重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実]</p> <p>[現状と課題] 本文8行目 「…それらにとらわれないよう変わることで、<u>女性も男性も</u>、…」</p>	<p>P28[重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実]</p> <p><現状と課題> 本文8行目「…それらにとらわれないよう変わることで、女性も男性も、…」の表記について、性の多様性に配慮し、「…それらにとらわれないよう変わることで、<u>性別に関わらず</u>、…」と変更していただきたい。</p>
--	---	--